消　防　計　画

（目的）

第１条　この計画は、消防法第８条第１項に基づき　　　　　　　　　　　　　　における防火管理について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この計画は、　　　　　　　　　　　　　　の事業所に勤務し、出入りするすべての関係者に適用する。

（管理権原者）

第３条　管理権原者は、　　　　　　　　　　　　　　の防火管理業務について、すべての権限及び責任を有する。

（防火管理者）

第４条　防火管理者は、消防計画の作成及び実行に関するすべての権限を有し、次の各号に定める業務を行う。

　　　⑴　消防計画の作成及び変更（改正の都度）

　　　⑵　自衛消防組織（隊）の編成と任務分担

　　　⑶　火災予防上の自主検査の実施と維持管理及び改修の促進

　　　⑷　消防用設備等の法定点検とその立会い及び維持管理

　　　⑸　収容人員の適正な管理

　　　⑹　従業員等に対する防火上必要な教育の実施

　　　⑺　消火、通報及び避難訓練の実施

　　　⑻　消防機関との連絡

　　　⑼　工事中における立会い、その他火気使用又は取扱いの監督

　　　⑽　管理権原者への報告等

　　　⑾　放火防止対策の推進

　　　⑿　大規模な地震に対する諸対策

　　　⒀　防火管理資料の保管

（消防機関への報告、通報等）

第５条　管理権原者等は、次の業務について、消防機関へ報告、届出及び連絡を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　　別 | 届出等の時期 |
| 防火管理者選任（解任）届 | 防火管理者を選任又は解任（変更）した時 |
| 消防計画作成（変更）届 | 消防計画を作成又は内容等を変更した時⑴防火管理者の変更⑵自衛消防組織の変更⑶用途変更、増改築等による消防用設備等の変更　　　等 |
| 消防訓練実施及び指導要請 | 消防訓練を実施する前に「訓練実施通知書」を提出、必要に応じて訓練指導を要請、相談 |
| 消防用設備等点検結果報告書 | 　　年に１回総合点検を実施、報告書の内容を防火管理者が確認した後 |

（日常の火災予防）

第６条　防火管理者は、所定の区域ごとに火元責任者を定め、日常の火災予防の徹底を図らなければならない。

　　２　前項に定める各担当者の任務及び全従業員が注意すべき事項は別表１のとおりとする。

（火元責任者が実施する自主検査）

第７条　火元責任者等は、日常、担当区域の自主点検を実施しなければならない。

　　２　自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に区分して、計画的に実施すること。

　　　⑴　日常的に行う検査は、別表２及び別表３に基づき、各担当地区の火元責任者等がチェックすること。

　　　⑵　定期的に行う検査は、別表４に基づき、各担当区域の火元責任者等がチェックすること。

（防火管理者が実施する自主検査）

第８条　防火管理者は、１ケ月に１回以上、火元責任者等と一緒に別表２及び別表３に基づく自主検査の実施状況を確認する。

　　２　建物の構造、防火・避難施設の機能等の検査は、年２回以上実施すること。

　　３　消防用設備等の自主検査は、別表５により、法定点検の合間に、年２回以上実施すること。

（消防用設備等の法定点検）

第９条　消防用設備等の法定点検は　　　　　　　　　　　　に委託して別表６により行う。

　　２　防火管理者は、消防用設備等の法定点検を実施する場合には、必ず立ち会う。

（点検結果の報告等）

第10条　自主点検及び法定点検の実施者は、その結果を定期的に防火管理者に報告しなければならない。ただし、点検結果に不備、欠陥があった場合には、速やかに防火管理者に報告しなければならない。

　　２　防火管理者は、不備、欠陥があると報告された内容については、速やかに管理権原者に報告する。

　　３　防火管理者は、不備、欠陥部分の改修について、管理権原者の支持を受けて改修計画を策定、その促進を図る。

（火気の使用制限等）

第11条　防火管理者は、喫煙及び火気等の使用制限を行うものとする。

　　２　喫煙及び火気使用設備・器具の使用に関する注意事項は、次のとおりとする。

　　　⑴　火気使用設備・器具は指定された場所で使用するとともに、本来の目的以外には使用しないこと。

　　　⑵　火気使用設備・器具を使用する場合は、事前に器具等を点検してから使用すること。

　　　⑶　火気使用設備・器具を使用する場合は、周囲を整理・整頓し、可燃物に接近して使用しないこと。

　　　⑷　火気使用設備・器具を使用した後は、必ず点検を行い、安全確認すること。

　　　⑸　喫煙場所以外では喫煙しないこと。

　　　⑹　催物等のために一時的に火気を使用する場合には、防火管理者に連絡し承認を得るとともに、必要に応じ、江南市消防長に届出すること。

（避難施設等における遵守事項）

第12条　防火管理者等は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保有するため、次の事項を遵守しなければならない。

　　　⑴　避難口、廊下、階段及び避難通路等の避難施設

　　　　ア　避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。

　　　　イ　床面は避難に際して、つまづき、すべり等を生じないように維持すること。

　　　　ウ　避難口等に設ける戸は、容易に解錠、開放できるものとし、開放した戸が廊下、階段等の幅員を避難上有効に確保できること。

　　　⑵　火災が発生したときの延焼防止又は有効な消防活動を確保するための防火施設

　　　　ア　防火設備（防火戸）及び防火シャッターは、常時閉鎖できる要素の機能を有効に保持し、かつ、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。

　　　　　　なお、防火設備の開閉範囲とその他の部分とは色別しておくこと。

　　　　イ　防火設備に接近して、延焼の媒介となる可燃性物品を置かないこと。

　　２　避難施設又は防火設備の機能を妨げるような物品等を発見した者は、直ちに除去しなければならない。

　　　　なお、容易に除去できない場合は、速やかに防火管理者に報告しなければならない。

（避難経路図の管理）

第13条　防火管理者は、避難経路図を作成し、提出するとともに、これを自衛消防隊及び従業員等に周知する。

（収容人員の管理）

第14条　防火管理者は、当該防火対象物の収容能力を把握し、過剰な人員が入場しないように従業員に徹底する。

　　２　一時的な催物等により、混雑される場合には、避難通路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置を図る。

（工事中の安全対策）

第15条　防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を策定する。

　　２　防火管理者は、工事人に対して次の事項を遵守させるものとする。

　　　　なお、溶接・溶断を行う工事を行うときは事前に江南市消防長へ届出すること。

　　　⑴　溶接や溶断等火気を使用する工事を行う場合は、事前に消火器等を準備、消火できる体制を整えて行う。

　　　⑵　防火管理者が指定した場所以外では、喫煙及び火気の使用は行わないこと。

　　　⑶　工事場所ごとに火気の使用責任者を定めること。

　　　⑷　危険物を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を得ること。

　　　⑸　放火を防止するため、資機材等を整理整頓すること。

　　　⑹　防火戸は通行時以外は閉鎖し、防火シャッターの開放は最小限とし、その範囲を示すこと。

（放火防止対策）

第16条　防火管理者は、次の各号に留意し、放火防止対策に努めるものとする。

　　　⑴　建物の周囲及び廊下、階段室、トイレ等の可燃物を整理・整頓又は除去すること。

　　　⑵　物置及び倉庫等の鍵の管理と施錠を励行すること。

　　　⑶　出入口を特定し、出入りする人たちに対する呼びかけや監視を強化すること。

　　　⑷　不法侵入者を監視すること。

　　　⑸　外来者用トイレを従業員と共用するなど、監視を強化すること。

　　　⑹　監視カメラ等の設置による死角の解消及び不定期巡回による監視等を行うこと。

　　　⑺　火元責任者等及び最後に当該防火対象物を出る者が、火気及び施錠の確認を行うこと。

　　　⑻　休日や夜間の巡回を励行すること。

　　　⑼　駐車場内の車両は施錠すること。

（自衛消防隊の編成等）

第17条　火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置く。

　　２　自衛消防隊の組織及び任務分担は次のとおりとする。

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　通報連絡班　　　　　　　　　　　　　　　　班長（　　　　　　）　　班員（　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　消火班自衛消防隊長（防火管理者）　　　　　　　　　　　　　　　　班長（　　　　　　）　　班員（　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導班　　　　　　　　　　　　　　　　班長（　　　　　　）　　班員（　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　） |
| 担当区分 | 任　　　務 |
| 自衛消防隊長 | 隊員を指揮し、避難誘導及び火災の拡大防止にあたるとともに火災の状況、逃げ遅れた者の有無等について消防隊に報告する。 |
| 通報連絡班 | 消防機関への通報又はその確認を行う。火災を知らせ、消防隊の誘導及び情報の提供を行う。 |
| 消火班 | 消火器等を用いて初期消火活動を行い、必要に応じ避難誘導担当を補助する。 |
| 避難誘導班 | 避難口を開放し避難誘導を行う。避難後、人員を確認し、その結果を自衛消防隊長に報告する。 |

※必要に応じ応急救護班、安全防護班を組織する。

（震災事前措置）

第18条　地震時の災害を予防するために、次の各号に掲げる措置を行わなければならない。

　　　⑴　窓ガラス、看板及び広告塔等の落下、飛散、倒壊の防止措置をすること。

　　　⑵　事務室等の棚、備品、器具、什器及び物品等の転倒、落下の防止措置をすること。

　　　⑶　火気使用設備・器具の上部及び周囲に、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないこと。

　　　⑷　火気使用設備・器具の自動消火装置、燃料の自動停止装置等の作動状況検査を行うこと。

　　　⑸　危険物等の流出、漏えい措置を行うこと。

（非常用物品等の準備）

第19条　震災用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 備　蓄　品　目 | 数　量 | 備蓄場所 |
| 飲料水（1人1日あたり3リットル） |  |  |
| 非常用食料（缶詰、乾パン等） |  |
| 応急手当セット（三角布、包帯、医薬品、ばんそうこう、ガーゼ、はさみ等） |  |
| 懐中電灯、乾電池 |  |
| 携帯用ラジオ |  |

（警戒宣言発令時の自衛消防組織）

第20条　南海トラフ地震に関する警戒宣言が発令されたときの自衛消防隊は、第17条に定めるほか、次の任務を遂行しなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当区分 | 任　　　務 |
| 自衛消防隊長 | 隊員を指揮し、情報収集に努め、在館者に対する周知を図る。 |
| 通報連絡班 | テレビ、ラジオ等により情報を収集する。 |
| 消火班 | 物品等の転倒、落下防止措置を講ずる。 |
| 避難誘導班 | 隊長の指揮により、避難誘導を行う。 |

※必要に応じ応急救護班、安全防護班を組織する。

（従業員等に対する警戒宣言発令の伝達）

第21条　警戒宣言が発令された場合は、従業員に対して、放送設備を使用して速やかに伝達する。

　　２　自衛消防隊長は、避難誘導班に指定されている者を所定の配置につかせる。

　　３　在館者等に対する警戒宣言発令の伝達は、避難誘導班の配置が完了したことを確認した後、放送設備により行わなければならない。

（火気使用の中止等）

第22条　警戒宣言が発令されたときは、禁煙とし、火気使用設備・器具の使用も原則中止とする。

　　２　危険物の取扱いは直ちに中止する。

　　３　エレベーターは、地震時管制運転装置付き以外のものは、運転を停止する。

（震災時従業員の初期対応）

第23条　地震が発生した場合は、身の安全を守ることを最優先とし、次の初期対応を行わなければならない。

　　　⑴　火気使用設備・器具の近くにいる者は、元栓、器具栓の閉止又は電源の遮断等を行い、各火元責任者はその状況を確認し、防火管理者に報告すること。

　　　⑵　全従業員で周囲の機器や物品等の転倒、落下等の有無を確認し、異常があった場合は防火管理者に連絡すること。

　　　⑶　火元責任者等は、建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検を実施し、その結果を防火管理者の報告すること。

　　　　　なお、異常が認められた場合は応急措置を行うこと。

　　　⑷　防火管理者は、前号による被害の状況等を把握すること。

　　　⑸　火気使用設備・器具は、安全が確認された後に使用すること。

（地震発生後の活動）

第24条　地震発生後において自衛消防隊は、次の活動を行う。

　　　⑴　情報収集・伝達

　　　　　通報連絡班は、次のことを行う。

　　　　ア　テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。

　　　　イ　混乱防止を図るため、必要な情報を在館者等に知らせる。

　　　⑵　警戒巡視

　　　　　消火班は、次のことを行う。

　　　　ア　火災発生の警戒及び被害状況の把握のため、店内を巡視する。

　　　　イ　落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。

　　　⑶　避難誘導

　　　　　避難誘導班は、次のことを行う。

　　　　ア　在館者等を落ち着かせ、原則として自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。この場合に照明器具等の落下の恐れがある場所にいる在館者等については、壁ぎわ等安全な場所に移動させるものとする。

　　　　イ　在館者等の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な指示を行う。

　　　　ウ　在館者等を指定緊急避難場所（　　　　　　　　）まで誘導する場合は、先頭と最後尾に従業員を配置して行い、身の安全を図りながら、全員徒歩で避難する。

（防災教育及び消防訓練）

第25条　防火管理者は次により防災教育及び消防訓練を実施する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 実施月 | 備考 |
| 消火訓練 | 月 | 月 |  |
| 避難訓練 | 月 | 月 |
| 通報訓練 | 月 | 月 |
| 防災教育 | 随時（採用時等） |
| 震災訓練 | 　上記の各訓練に準じて行うほか、関係機関が行う訓練に積極的に参加する。 |

　　②　防火管理者は、１年に　　回以上、「訓練実施通知書」を事前に江南市消防長へ届け出ること。

（防火管理の一部委託）

第26条　防火管理業務の一部を　　　　　　　　　　　　　　　　　に委託する。

　　２　委託方式及び委託者が行う防火管理業務の範囲と方法は、別表７のとおりとする。

　　３　委託を受けて防火管理業務に従事する者は、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、命令を受けて適正に業務を実施しなければならない。

　　４　委託を受けて防火管理業務に従事する者は、受託した防火管理業務の実施状況について、定期に防火管理者に報告しなければならない。

　附　則

この計画は、　　　　年　　　月　　　日から施行する。

別表１

|  |  |
| --- | --- |
| 防火管理者（氏名・連絡先） |  |
| 火元責任者 | 担当場所 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 担当者の役割 |
| 防火管理者 | ・当該施設の防火管理業務の統括責任者・防火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。 |
| 火元責任者 | ・担当区域の火災予防について、別表２及び別表３などに基づきチェックし、防火管理者に報告する |
| 従業員等の注意事項 |
| １　消火器、屋内消火栓などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周囲には、物品を置かないこと。２　防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。３　火気設備・器具の周辺には、よく整理整頓して、燃えるものを接して置かないこと。４　休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。５　従業員、職員等の喫煙は、指定された場所で行い、必ず吸殻入れを用いて喫煙すること。６　死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かないこと。７　危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。８　異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。９　喫煙場所などの吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認するほか、吸殻は不燃性の蓋付き水入り容器に入れるなどして処分すること。10　建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。11　電気、ガスなどの火気使用設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。12　火元責任者は、担当区域の火気の状況を責任を持って管理すること。 |

別表２

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 検査実施者 |  | 担場所 |  |
| 日 | 曜日 | 検査項目 |
| ガス器具のホース劣化・損傷 | 電気器具の配線老化・損傷 | 火気設備機器の異常の有無 | 吸殻の処理 | 倉庫等の施錠確認 | 終業時の火気確認 | その他（可燃物の放置等） |
| 1 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 21 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 31 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （備考）　不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。（凡例）　○：良　　×：不備・欠陥　　×：即時改修 | 防火管理者確認 |  |

別表３

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 検査実施者 |  | 担当場所 |  |
| 実施日時 | 　／　　　 時 | 　／　　　 時 | 　／　　　 時 | 　／　　　 時 |
| 実施項目 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 |
| 避難障害 | 避難口 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 廊下避難通路 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 階段 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 閉鎖障害 | 防火設備（戸）、防火シャッター |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 操作障害 | 屋内消火栓設備 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 自動火災報知設備 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 備考 |  |  |  |  |
| （備考）　不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。（凡例）　○：良　　×：不備・欠陥　　×：即時改修 | 防火管理者確認 |  |

別表４

|  |  |
| --- | --- |
| 実施項目及び確認箇所 | 検査結果 |
| 建物構造 | ⑴　基礎部　　上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠陥等がないか。 |  |
| ⑵　柱・はり・壁・床　　コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。 |  |
| ⑶　天井　　仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。 |  |
| ⑷　窓枠・サッシ・ガラス　　窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。 |  |
| ⑸　外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット　　貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。 |  |
| ⑹　屋外階段　　各構成部材及びその結合部に、ゆるみ・ひび割れ・腐食・老化等はないか。 |  |
| ⑺　手すり　　支柱が破損・腐食していないか。また、取り付け部にゆるみ・浮きがないか。 |  |
| 防火上の構造 | ⑴ | 外壁の構造等外壁の耐火構造等に損傷はないか。 |  |
| ⑵ | 防火区画等①　防火区画等の壁、天井等に破損がないか。 |  |
| 1. 自動開閉装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターが完全に閉まるか。

〔確認要領〕　○　常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。　　　　　　　○　煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 |  |
| ③　防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 |  |
| ④　防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 |  |
| ⑤　防火区画の防火設備に近接して、延焼の媒介となる可燃性物件を置いてないか。 |  |
| ⑥　防火ダンパーの作動状況は良いか。 |  |
| 避難施設等 | ⑴ | 廊下・避難通路①　有効幅員が確保されているか。 |  |
| ②　火災の予防又は避難に支障となる施設又は物件はないか。 |  |
| ③　床面は、避難に際し、つまづき、すべり等が生じていないか。 |  |
| ⑵ | 階段①　手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 |  |
| ②　階段に敷物の類は敷かれていないか。（面積が２㎡以下のもの、防炎性能を有するものを除く。） |  |
| ③　火災の予防又は避難に支障となる施設又は物件はないか。 |  |
| ④　非常用照明がバッテリーで点灯するか。 |  |
| ⑶ | 避難口・主たる通路に設ける戸①　次の出入口に設ける戸は、容易に開放できる外開き戸であるか。（劇場等以外で支障のないものは内開き可能）ア　屋内から直接地上に通ずる出入口及びその附室出入口イ　避難階又は地上に通ずる直通階段及び附室の出入口ウ　非常の際避難専用とするために設けた出入口 |  |
| ②　①の戸を開放した場合に廊下、階段等の幅を有効に確保できているか。 |  |
| ③　①の戸の開閉に支障となる障害物がないか。 |  |
| ⑷ | 消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。 |  |
| 火気設備・器具 | ⑴ | 厨房設備（コンロ、レンジ、フライヤー等）、給湯器等①　可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。 |  |
| ②　ガス配管等は、亀裂、老化、損傷していないか。 |  |
| ③　油脂を含む蒸気を発生させる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー及び排気ダクトは、清掃されているか。 |  |
| ④　防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。 |  |
| ⑤　煙突、排気筒及び排気ダクトに変形、損傷がないか。また、可燃物品から適正な距離が保たれているか。 |  |
| ⑵ | 暖房器具（ガスストーブ、石油ストーブ等）①　自動停止装置は、適正に機能するか。 |  |
| ②　火気周囲は、整理整頓されているか。 |  |
| 電気設備・器具 | ⑴ | 変電設備①　電気技術主任者等の資格を有する者が検査を行っているか。 |  |
| ②　変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 |  |
| ③　変電設備に異音、過熱はないか。 |  |
| ⑵ | 電気器具①　タコ足の接続を行っていないか。 |  |
| ②　許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。 |  |
| 危険物施設 | ⑴ | 少量危険物貯蔵取扱所①　標識は掲げられているか。 |  |
| ②　掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 |  |
| ③　換気設備は適正に機能しているか。 |  |
| ④　容器の転倒、落下防止措置はあるか。 |  |
| ⑤　整理清掃状況は適正か。 |  |
| ⑥　危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 |  |
| ⑦　屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。 |  |
| ⑵ | 指定可燃物貯蔵取扱所①　標識は掲げられているか。 |  |
| ②　貯蔵取扱所周辺に火気はないか。 |  |
| ③　整理整頓（集積）の状況は良いか。 |  |
| 備考 |  |  |
| 検査実施者氏名 | 検査実施日 | 検査実施者氏名 | 検査実施日 | 防火管理者確認 |
|  |  |  |  |  |

（備考）　不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

（凡例）　○：良　　×：不備・欠陥　　×：即時改修

別表５

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施設備 | 確認箇所 | 点検結果 |
| 消火器（　　年　　月　　日実施） | ⑴　設置場所に置いてあるか。 |  |
| ⑵　消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 |  |
| ⑶　安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 |  |
| ⑷　ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 |  |
| ⑸　圧力計が指示範囲内にあるか。 |  |
| 屋内消火栓設備泡消火設備（移動式）（　　年　　月　　日実施） | ⑴　使用上の障害となる物品はないか。 |  |
| ⑵　消火栓扉は確実に開閉できるか。 |  |
| ⑶　ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 |  |
| ⑷　表示灯は点灯しているか。 |  |
| スプリンクラー設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　散水の障害はないか。（例．物品の集積など） |  |
| ⑵　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| ⑶　送水口の変形及び操作障害はないか。 |  |
| ⑷　スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 |  |
| ⑸　制御弁は閉鎖されていないか。 |  |
| 水噴霧消火設備（　年　月　日実施） | ⑴　散水の障害はないか。（例．物品の集積など） |  |
| ⑵　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| ⑶　管、管継手に漏れ、変形はないか。 |  |
| 泡消火設備（固定式）（　　年　　月　　日実施） | ⑴　泡の分布を妨げるものがないか。 |  |
| ⑵　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| ⑶　泡のヘッドに詰まり、変形はないか。 |  |
| 不活性ガス消火設備ハロゲン化物消火設備粉末消火設備（　年　月　日実施） | ⑴　起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。（手動式起動装置） |  |
| ⑵　手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 |  |
| ⑶　スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 |  |
| ⑷　貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。 |  |
| 屋外消火栓設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　使用上の障害となる物品はないか。 |  |
| ⑵　消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。 |  |
| ⑶　ホース、ノズルに変形、損傷はないか。 |  |
| 動力消防ポンプ設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 |  |
| ⑵　車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 |  |
| ⑶　管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。 |  |
| 自動火災報知設備（　　年　　月　日実施） | ⑴　表示灯は点灯しているか。 |  |
| ⑵　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 |  |
| ⑶　用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 |  |
| ⑷　感知器の破損、変形、脱落はないか。 |  |
| ガス漏れ火災警報設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　表示灯は点灯しているか。 |  |
| ⑵　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 |  |
| ⑶　用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 |  |
| ⑷　ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。 |  |
| 漏電火災警報器（　　年　　月　　日実施） | ⑴　電源表示灯は点灯しているか。 |  |
| ⑵　受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。 |  |
| 非常ベル（　　年　　月　　日実施） | ⑴　表示灯は点灯しているか。 |  |
| ⑵　操作上障害となる物がないか。 |  |
| 1. 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。
 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 放送設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 |  |
| ⑵　試験的に放送設備により、放送ができるか確認する。 |  |
| 避難器具（　　年　　月　　日実施） | ⑴　避難に際し、容易に接近できるか。 |  |
| ⑵　格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっていないか。 |  |
| ⑶　開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 |  |
| ⑷　降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 |  |
| ⑸　標識に変形、脱落、汚損がないか。 |  |
| 誘導灯（　　年　　月　　日実施） | ⑴　改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 |  |
| ⑵　誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。 |  |
| ⑶　外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 |  |
| ⑷　不点灯、ちらつき等がないか。 |  |
| 消防用水（　　年　　月　　日実施） | ⑴　周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 |  |
| ⑵　道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。 |  |
| ⑶　地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。 |  |
| 連結散水設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。 |  |
| ⑵　送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 |  |
| ⑶　散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 |  |
| ⑷　散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。 |  |
| 連結送水管（　　年　　月　　日実施） | ⑴　送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。 |  |
| ⑵　送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 |  |
| ⑶　放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 |  |
| ⑷　放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 |  |
| ⑸　表示灯は点灯しているか。 |  |
| 非常コンセント設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　周囲に使用上障害となる物がないか。 |  |
| ⑵　保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。 |  |
| ⑶　表示灯は点灯しているか。 |  |
| 備考 |  |  |
| 検査実施者氏名 |  |
|  |  |

（備考）　不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

（凡例）　○：良　　×：不備・欠陥　　×：即時改修

別表６

|  |  |
| --- | --- |
| 消火設備 | □消火器・簡易消火器　□屋内消火栓設備　□スプリンクラー設備□水噴霧消火設備　□泡消火設備　□不活性ガス消火設備□ハロゲン化物消火設備　□粉末消火設備　□屋外消火栓設備□動力消防ポンプ設備□防火安全性能を有する設備等　（例：パッケージ消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備など） |
| 警報設備 | □自動火災報知設備　□ガス漏れ火災警報設備　□漏電火災報知器□消防機関へ通報する火災報知設備　□非常警報器具及び非常警報設備□防火安全性能を有する設備等　（例：特定小規模用自動火災報知設備、共同住宅用警報設備など） |
| 避難設備 | □避難器具　□誘導灯及び誘導標識 |
| 消防用水 | □消防用水 |
| 消火活動に必要な施設 | □排煙設備　□連結散水設備□連結送水管　□非常コンセント設備　□防火安全性能を有する設備等　（例：共同住宅用連結送水管、共同住宅用非常コンセント設備） |
| 非常電源・配線 | □非常電源専用受電設備　□蓄電池設備　□自家発電設備□燃料電池設備　□配線 |

（備考）該当する項目の□にレ印を付すること。

　　　機器点検　　　月と　　　月（配線を除く）

　　　総合点検　　　月（消火器及び簡易消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯及び誘導標識、消防用水、非常コンセント設備を除く）

別表７

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 防火対象物 | 名称 | 用途（　　　　　　　　　　） |
| 所在地 | 電話 |
| 管理権原者氏　　　名 |  |
| １委託する対象の区分 | □　全域□　一部 |
| 受託者 | ２法人等 | 名称（氏名） |  |
| 所在地（住所） | 電話 |
| 代表者氏　名 |  |
| ３防災教育担当者 | 氏　名 |  |
| 職務上の地　　位 |  |
| 交付年月日及び番号 | 年　　　月　　　日　　第　　　　　　号 |
| 担当事務所 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 委託の方式及び受託者の行う防火管理業務の範囲・方法 | ４□常駐方式 | ５範囲 | □火気使用箇所の点検等監視業務□避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□火災等が発生した場合の初動措置（初期消火、通報連絡、避難誘導等）□周囲の可燃物管理□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | ６　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　営業時間内（　　　）人常駐時間　　営業日等　時　分～　時　分　　営業時間外（　　　）人及び人員　　上記以外　時　分～　時　分７常駐場所（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ４□巡回方式 | ５範囲 | □巡回による火気使用箇所の点検等監視業務□火災等が発生した場合の初動措置（初期消火、通報連絡、避難誘導等）□周囲の可燃物管理□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | ８巡回時間　営業日等　時　分～　時　分回数及び　　　　営業時間内（　）時間に１回の割合で（　）人巡回人員　　　　　　営業時間外（　）時間に１回の割合で（　）人巡回　　　　　上記以外　時　分～　時　分　　　　　　　　　　　（　）時間に１回の割合で（　）人巡回９巡回要員巡回場所（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ４□遠隔起動方式 | ５範囲 | □火気等異常の遠隔監視及び現場確認業務□火災等が発生した場合の初動措置（初期消火、通報連絡、避難誘導等）□関係者への通報□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 10遠隔移報警備　　　営業日等　時　分～　時　分（　　　）人時間及び人員　　　上記以外　時　分～　時　分（　　　）人11現場確認要員待機場所（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）12到着確認所要時間（　　　　　）分 |
| 13 特 記事 項 |  |